

平成23年9月1日

産業建設常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成23年9月1日  
開会 15時00分 閉会 15時45分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 増田武夫 副委員長 前川雅志  
委員 東口隆弘 乾邦廣 谷口和弥 斉藤喜志雄
- 4 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 経済部長 飯田晴義  
商工観光課長 八代芳雄 商工観光課主幹 坂口惣一郎
- 6 傍聴者 中橋友子 野原恵子 小島智恵
- 7 審査事件 別紙
- 8 審査結果 別紙

委員長 増田武夫

(開会 15:00)

○ 委員長(増田武夫) ただ今から産業建設常任委員会を開会いたします。お手元に追加の資料が配付されておりますのでご確認ください。上着をとっていただいて結構です。

これより議事に入りたいと思います。本委員会に付託されました議案第50号の幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明をお願いいたします。経済部長。

○ 経済部長(飯田晴義) 議案第50号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、改正の内容等についてご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、午前中の本会議におきまして、副町長からご説明を申し上げましたように、本町におきましては、これまで、本条例に基づく各種助成措置や本町の特性・立地性などを訴えながら、企業誘致に努めてまいりましたが、低迷する経済情勢の影響により、ここ数年、企業の立地件数も減少している状況にあります。

このような中、東日本大震災が発生し、被災企業や危険分散を図る企業の移転の動きが見られますことから、こういった動きを企業誘致の転機として捉え、インパクトのある優遇策を全国に発信し、投資意欲のある企業も含めた、積極的な企業誘致を推進するため、本条例を改正しようとするものであります。

なお、改正に当たりましては、幕別町が企業の立地環境の面で道央圏などと比べ劣勢にあるとの認識のもと、町の助成措置と立地した企業が及ぼす経済効果を勘案しつつ、助成措置のトータルといたしまして、全道トップクラスの優遇策となるよう目標を置いたところであります。

それでは、お手元に配布いたしました資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、資料1「幕別町企業開発促進条例の改正概要」をご覧ください。

本表は、改正の主な内容につきまして、改正の事項ごとに、現行と改正後と比較したものであります。

まず、第2条「用語の意義」についてであります。規定中、助成の対象となる事業場のうち工場等の定義が定められておりますが、改正後の太字部分であります。「倉庫業・こん包業・卸売業」の3業種につきましては、農村地域工業等導入促進法の適用を受ける業種であり、本来は、テクノポートリバーサイド幕別が販売される際に対象業種に追加されるべきでありましたが、そのまま今日まで至っておりますので、今回の改正に併せ、追加するものであります。

なお、これまでに立地した企業の中には、これらの業種に該当する企業はありません

でしたので、申し添えます。

次に、第3条「助成の対象」についてであります。本条は、第5条から第7条までに規定しております。3種類の助成の適用を受けることのできる投資額等の要件を定めており、本条例中で重要な規定となっておりますことから、改正部分はありませんが、ご説明をさせていただきます。

表中、「指定地域」、「指定地域以外」とありますが、指定地域とは、リバーサイド幕別及び札内東工業団地を指すものであります。指定地域におきましては、投資額が500万円以上の新增設を助成の対象とするものであります。

なお、本条例中投資額とは、土地を除く建物、構築物、機械・装置などの取得額を指すものであります。

指定地域以外におきましては、要件が業種により3つに区分されておまして、「工場等」につきましては、投資額が5,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上の場合を、「ソフトウェアハウス、試験研究施設」につきましては、投資額が3,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上の場合を、「観光事業施設」につきましては、投資額が1億円以上で常時雇用する従業員数が10人以上の場合を、それぞれ、助成の対象とするものであります。

なお、本条例では、指定地域以外において土地を取得する者を助成の対象に加える改正を行っておりますが、詳しくは、第7条のところでご説明をさせていただきます。

次に、第5条「企業開発促進補助金」についてであります。①の固定資産税相当額に係る補助につきましては、現行のとおり改正はありませんが、②の投資に係る補助を、今回新設しようとするもので、指定地域においては投資額の100分の10を、指定地域以外においては投資額の100分の5を補助するもので、限度額は、いずれも1億円とするものであります。

次に、第6条「雇用促進補助金」についてであります。本補助金につきましては、これまで指定地域のみを助成の対象に、常時雇用する町民の従業員1人当たり20万円を交付することとしておりましたが、これを1人当たり40万円に引き上げるとともに、指定地域以外においても、先ほど第3条のところでご説明申し上げました投資額等の要件を満たす場合には、1人当たり20万円を補助しようとするもので、限度額はいずれも4,000万円とするものであります。

次に、第7条「工業用地取得促進補助金」についてであります。本補助金につきましては、これまで指定地域において土地開発公社から土地を取得した場合のみを助成の

対象に、取得価格の100分の10を補助することとしておりましたが、これを投資額が500万円以上の場合は100分の30、投資額が500万円未満の場合は100分の15に引き上げるとともに、指定地域以外においても、第3条に規定する投資額等の要件を満たす場合には、取得価格の100分の15を補助するもので、限度額はいずれも2,000万円とするものであります。

今回の改正につきましては、冒頭申し上げましたように、町の助成措置と立地した企業が及ぼす経済効果を勘案しつつ、助成措置のトータルといたしまして、全道トップクラスの優遇策となるよう目標を置いたところではありますが、これまで無かった助成項目の新設や補助率を従来の2倍ないし3倍に引き上げるといった内容となっておりますことから、言葉は悪いですが、果たして元が取れるのかとか、あるいはメリットがあるのかとかという疑問もあろうかと思しますので、次に資料2に基づきまして、町からの補助金と立地企業等に収めていただきます町税の比較につきまして、4つのモデルケースを基にご説明を申し上げます。

モデルケースにつきましては、食品製造業が立地したとした場合において、指定地域、指定地域以外の別に、中規模な事業場と大規模な事業場の2つのパターンに分けて試算をしたものであります。

なお、企業が進出する際、投資の回収期間は概ね20年と考えられますことから、20年以内で町からの補助金と町税収入の均衡が図られることを目処に置いて、優遇策の組み立てを行ったところであります。

まず、資料2-1をご覧ください。

このケースは、指定地域に大規模な事業場が立地した場合で、建物面積：3,000㎡、土地面積：5,000㎡、従業員数：45人と仮定したものであります。

町からの補助金は、固定資産税相当額補助から工業用地取得補助までの合計額が、1億3,307万5千円となるのに対し、立地企業からの法人町民税、固定資産税と雇用される15人の町民からの個人町民税の合計額は、19年目に1億3,695万円となり、補助金額を上回ることとなります。

なお、法人町民税については、最低ランクの「資本金1千万円以下、従業員50人以下」、個人町民税については、賃金統計から引用した「妻と子供2人の世帯で年収495万2千円」と仮定して計算したところであります。

次に、資料2-2をご覧ください。

このケースは、指定地域に中規模な事業場が立地した場合で、建物面積：1,000㎡、土

地面積：2,000㎡、従業員数：15人と仮定したもので、町補助金の合計額が4,607万7千円となるのに対し、町税の合計額は19年目に4,685万4千円となり、補助金を上回ることとなります。

次に、資料2-3をご覧ください。

このケースは、指定地域以外に大規模な事業場が立地した場合で、投資規模・従業員等の条件設定は資料2-1の指定地域と全く同様としておりますが、このケースでは、11年目に町税額が補助金額を上回ることとなります。

次に、資料2-4をご覧ください。

このケースは、指定地域以外に中規模な事業場が立地した場合で、投資規模・従業員等の条件設定は資料2-2の指定地域と全く同様としておりますが、このケースでは、12年目に町税額が補助金額を上回ることとなります。

次に、メガソーラーの誘致に係る優遇策につきましてご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、メガソーラーにつきましては、1メガワット、すなわち1,000キロワット以上の発電能力を有する太陽光発電施設を指すものであります。

北海道電力によりますと、1メガワットの施設を建設する場合、建設費は4億円、使用するパネルは5,000枚、耐用年数は17年、パネルの設置斜度が十勝の場合は40度が最も効率的とされ、このため、用地面積は2.3~2.5ha必要とのことであります。

これまでのところ、北海道を通じて3件の照会がきておりますが、いずれも、土地は賃貸によるものと想定され、本町ではリバーサイド幕別を候補地と考えているところがあります。

メガソーラーが建設された場合の固定資産税収入額を試算いたしますと、10年間で3,066万円、20年間で3,854万円程度と想定されます。

メガソーラーは、電気事業にあたりますことから、本条例の対象業種とはなりません。が、只今申し上げましたように多額の町税収入が見込まれるほか、立地企業との関係構築や土地の賃貸料をはじめ、税以外の経済効果も期待できますことから、土地開発公社において事業用借地権をベースとした要綱を定めるとともに、本条例第2条第1号ホ「産業の振興に著しく寄与する」施設として、企業開発促進補助金のうち固定資産税相当額を補助することを予定しているところがあります。

この場合におけます、固定資産税と土地賃貸料の合計額から、固定資産税相当額補助5年間分を控除した収入見込額は、10年間で2,594万円、20年間で4,883万円と見込まれるところがあります。

資料3につきましては、本町における工業団地の分譲状況を記載したものでありますが、現在、販売中の区画数・面積については、札内東で2.0ha-6区画、リバーサイド幕別で6.7ha-9区画となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（増田武夫） それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 企業誘致を町として積極的に行うということについては、非常に賛同させていただきたい、そのように思います。その上ですね、3点質問させていただきたいなと思います。全道トップクラスの誘致に係る色々な金額ということのご説明がございましたけども、他の町村の状況、どういうふうな状況なのか、帯広、音更、芽室、きっと今まで幕別町と競合相手になっている自治体でないかと推察しますが、その自治体と比べてどうなのか。一つ教えていただきたいということ。これが一点であります。それから、今までの条件で誘致にあたってどういう状況であったか。これ伺いたいと思います。誘致に成功した例、失敗した例あるんだろうと思うんですけど、どういう理由で幕別の誘致が成功した。どういう理由で幕別にということにならなかった、そのようなことなどお教えいただきたいなと思います。3点目は、19年なり11年なりということで町税に関しては、条件がそろうということのご説明がありましたけれども、それ以前に撤退してしまうようなそんなようなケースが、想定される。そういうことも考えとかねばならないんだと思います。誘致を決めて、そして実際運転が始まったという中で、撤退についてはどのような縛りといいますか、そういうことになっていくのか、そのことを教えていただきたいと思います。以上です。
- 委員長（増田武夫） 商工観光課長。
- 商工観光課長（八代芳雄） まず、最初のご質問ですけど、近郊の町、帯広市の例でございますけど、投資に対する補助金につきましては投資額の8%。雇用については一人あたり10万円。一人あたり雇用補助金でございますけど10万円ですね。それから音更町につきましては、固定資産相当額の5年間の分と、一人当たりの雇用については12万円ということでございます。芽室町につきましては、固定資産額の補助が3年、それから雇用に対する補助金が18万円でございます。それから2番目の過去の実績として誘致に成功した例と、成功だったときの理由というようなご質問でございますけど、私が異動してきてから大きな契約は成功しておりませんが、その中でお話いただいた中でもかなり熟度の高いものも何点かございましたけれども、土地の地形ですとかそういったことから、結果としては音更のほうにいつてしまったというような事例ですとかはございます。あとは、単価的なこととかはあるのかとは思いますが、企業が進出してくるにあたってですね、地の利ということで例えば高速道路の近くというようなことも、そのときの要件にはあったかなと記憶しております。以上です。
- 委員長（増田武夫） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） 3点目の縛りということでもありますけれども、これまではそういった縛りについてはございませんでした。今後、補助金の額もかなり町の投資と

ますか、町の投資、補助金もかなりの多額になってまいりますので、特に全体を通しての縛りというものは今のところ考えておりませんが、ケースによってですね協定書を結んで、それを遵守していただくということは、考えられるかもしれないと思っております。

- 委員長（増田武夫） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 近郊市町村との関係ですけれどもね、ちょっと口頭では分かりづらくて、改めてですね資料として出していただくのがいいかなというふうに思っておりまして、お聞きしておりますけれども、それをお願いしたいと思います。そして、今までの成功例、失敗例、何点かご紹介いただきましたけれどもね、もっと他にも色々あるのではないかと思いますのでね、その辺もちゃんと担当課として整理していただくことが必要でないかなと思って、今ご答弁お聞きしておりました。縛りについて、やはり生協の出店のときのように協定書を結ぶ。ちょっと今のケース、今回のケースでいうと一億円のそういう助成という大きなものがあつたりする中ではね、私は必須の条件にしたほうがいいのではないかな、というふうに思っております。どうでしょうかね、三点目についてだけお答えいただきたいと思っておりますけれども。
- 委員長（増田武夫） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） 実は私も生協が立地する際の協定というのは頭にありまして、そういうお答えを差し上げたわけでありまして。特にやはり困るのは、雇用の問題、そこで雇用が失われる。それが全くそこで職を失ってしまうといったこと。あるいは、まわりに及ぼす影響なども心配されるところでありますので、それで必要に応じてというようなこと申し上げたんですけれども、大企業が仮に来る場合にね、これを協定結ぶというのは、逆に失礼な場合もあるのかなというような気もいたしました。資本金が何千億もあって、売り上げも何兆というような企業に対してもですね、押しなべて協定を結ぶのは果たしてどうなのかな、というところがありますので、その辺は立地する企業、業種とそれと企業の相手方の能力に応じて、必要に応じて対応するのがいいのかな、と思っております。
- 委員長（増田武夫） 今、資料の請求が二つほど出されましたが、他の方がたのご意見もいただいて、一番最後に扱いを協議したいと思います。ほかに。東口委員。
- 委員（東口隆弘） 全道一の補助対象の条例が出来上がろうとしているわけですが、ごく簡単に、簡単じゃないと思うんですが、コマースリングの方法について、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。
- 委員長（増田武夫） 商工観光課長。
- 商工観光課長（八代芳雄） まず今回の条例に伴ってですね、報道機関を通じて、一番インパクトのある最初の報道がなされると思っておりますけれども、私どもが持っているものとしては、あとホームページがございまして、町内でいいますと、町の広報誌などを使っていうふうになっておりますけれども、今後検討してですね、PRの手法について検討してまいりたいと思っております。
- 委員長（増田武夫） 前川委員。
- 委員（前川雅志） この度の条例改正につきましては、これまでも企業誘致に向けて求めてきた部分が、十分反映されて町長も随分思い切った決断のもとでこのように改正

をしたいということで、でてきたことについては高く評価をさせていただきたいと思えますし、改正についてはまったく異存もなく頑張っていたいただきたいと思うわけですが、今、東口委員のほうからもお話がありましたように、PRの方法というよりも具体的な企業誘致に対する町の取り組み方のほうが、大事になってくるのかなと思います。

全道一の補助対象となってくるというお話もありましたが、すばらしいアイテムをもって企業誘致に向けて、様々な企業、団体等にいけるわけでありますから、今後の積極的な企業誘致に係る頑張りに期待をしたいと思うんですが、今後の取り組みについてどのようにお考えか、お伺いします。

- 委員長（増田武夫） 副町長。
- 副町長（高橋平明） せっかくですね、全道一ではないんですけど、全道トップクラスという言い方をさせていただきますけども、トップクラスの優遇策を考えておりますので、是非これをまず企業の方に知ってもらわなければ何の意味もないですし、ただうちが用意しているから黙って待っていて、向こうから来てくれるもんでもないということも十分承知しております。いろんな、あらゆる機会を通じて当然、宣伝、コマーシャルをしていかなければならないわけですけども、まずはこういった優遇策を分かりやすく解説したパンフレット等も作成しましてですね、職員が例えば東京、あるいはいろんなところに出張する際にはですね、幕別町としてですね、その相手方の町村だけでなく、色々な例えば北海道の東京事務所ですとか、色々なところでですね、そういったものを配付してこよう。そのような積極的に職員を動かしていきたいと思っています。また、問い合わせにも、町職員が懇切丁寧に対応できるように指導していきたいと思っておりますし、さらにはせっかく新しく優遇制度を作るわけですから、是非、全町民の方にも理解していただいて、町民の方が例えばあちこち旅行した際には、幕別町でこういうこともやってますよというようなことが言えるような、そういったような手法も考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 委員長（増田武夫） そのほかにありませんか。よろしいですか。それでは、それぞれのご意見が出されたわけですが、ご質疑がされたわけですが、今、谷口委員のほうから他町村の状況、これ全道トップクラスということも言われておりますので、帯広やこの近辺だけでなく道内の主なそうした関係の資料を一つは請求するのと、それから今までの企業誘致の状況について、工業団地ができてからの状況などを若干わかるような資料を、私のほうからも要求したいと思えますが、そうしたことで資料を要求することでよろしいでしょうか。よろしいですか。異論がないようですので、今すぐは出ないと思うので、調製次第なるべく早く委員に届くようお願いしたいと思います。

町の説明員に対する質疑なければ、下がってもらいますがよろしいですか。

(はい、の声あり。)

- 委員長（増田武夫） それではどうもご苦勞様でした。暫時休憩いたします。(暫時休憩。)
- 委員長（増田武夫） それでは休憩を解き再開いたします。今、説明を受けました。委員の皆さんから意見があればお伺いをしたいのと、非常に大きな思い切った施策でありますし、勿論積極的な企業誘致に努力してもらうことは歓迎することなんですが、もう一度資料を提供していただくなりしたうえで、再度審議を、勿論会期中ですけども、



したいと思います。そういうふうにしたいと思います。その上で皆さんからのご意見を、お伺いしたいと思います。特別なければ、この問題については再審議するということがよろしいでしょうか。

(はい、の声あり。)

- 委員長（増田武夫） ではそのようにしたいと思います。次のもありますので、次の日程については一番最後にお諮りしたいと思います。それでは、次に付託されました陳情の審査についてお諮りしたいと思います。陳情第12号、原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書の提出を求める陳情書についてでございます。この件については、今日手にされたという方もおられますか。

(はい、の声あり。)

- 委員長（増田武夫） 6月の定例会で意見書を提出しましたがけれども、それとだぶる面がたくさんあるわけでありまして。もし、この場所で今、審議することにかまわないということであれば、若干時間とりますか。乾委員。

- 委員（乾邦廣） 私の個人的希望でありますけれども、今日、私は初めてこの陳情書をお目にかかりました。ならば、もう2、3日前に陳情書が手元に届けば今日、第3回の初日の委員会は開催してもよろしいかと存じますが、今後、なるべく陳情書は早めに手を渡していただいて、委員に、そして委員会を開いていただきますよう、委員長と副委員長をお願いを申し上げたいと思います。今日は初めて陳情書を見ましたので、やはり継続にして、再度じっくりと審査したほうがいいのかと私は思いますけれど。

- 委員長（増田武夫） そういう意見もございまして、初日に常任委員会をね、開いたということで、前の常任委員会でもそのような意見が出ていたんですが、これからは気をつけたいと。委員会の日程の設定をしたいというふうに思います。そういう意見でありますけれども、今日も意見がございましたら若干伺って、若干伺っておきたいと思いません。前川委員。

- 委員（前川雅志） 6月の定例会でも、ほぼ似ている意見書があがってまして、それにプラスいくつか新たな項目が入っているんですが、同じような陳情、意見書を何回国にあげてもいいんだと思うんですが、町の整理として前回あげたところは省くのか、それともこのまま、また審議をした結果であげるのかということの議論をです、委員会としておこなっていただいたらいかがかな、と思うのですが。

- 委員長（増田武夫） 今、前川委員のほうからそうした意見がございました。この意見書を見ますと、陳情項目が5つあるわけですが、1、3、4については前回の意見書の中に同じような文言が入ってございました。2と5については、若干広がったといえますか、別な要素の文言が項目が入っているわけでありましてけれども、こうした場合にこの委員会の判断で御して差し支えないわけですがけれども、皆さんのご意見としてどのような判断をされるか、お聞きしたいというふうに思います。

- 委員（斉藤喜志雄） 新しい項目入っているのだからやろう。

- 委員長（増田武夫） 新しい項目だけを部分的な意見書としてあげるのか、それともそういう意味で全体として、この全体のあれを改めて意見書としてあげるか、というそういうご意見でしたけれどもその辺のもし意見がございましたら。

- 委員（前川雅志） さっきお話して、また提案するのも変なんですけど、基本的には同じ

ような意見書を続けて一つの議会からだすということは、逆にすごくみっともないという話もあるんですが、この文面で新たに書いたところだけ出そうとすると、また文章も含めて無理もかかると。それと幸いですね、提出先の人たちが全部変わりましたので、気がつくかどうかわかりませんが、そういったこともあるんで気持ちとしては全て審議をさせてもらって、話が通じるように国にあげるかどうかわかりませんが、そういうことのほうがいいのか、と思いました。

○ 委員長（増田武夫） そのような意見で、他の方いかがですか。

（異議なし、の声あり。）

○ 委員長（増田武夫） それでは、一部分取り出してのだけのものとなりますと、非常に分りにくいものになるかと思しますので、この文書全体をね、きちんと審議したいと思います。それでは、この第1号の議案と再審議することにしましたので、この問題についてもよく吟味されて、この次にきちっと結論出したいと思いますので、それでよろしいですか。

（はい、の声あり。）

○ 委員長（増田武夫） そのようにしたいと思います。それでは、お諮りいたしますが次の常任委員会をいつするか、ご意見がございましたら。一般質問の2日目は何と何やるの。事務局長。

○ 事務局長（米川伸宜） 先ほど調査特別委員会、一般質問の2日目ということで決まりました。その後に総務文教常任委員会決まりました。当日ですけど、一般質問が2時過ぎに終わるかと思えます。その後、本会議、補正関係でございますのでそんなに時間もかからないと思えますので、2時半から3時前には終わると思えます。その後に庁舎特別が入って総務文教が入りますので、ちょっと時間が、この日、陳情の方の説明も予定されています。13日は一般質問、8人の予定でございますので、5時近くになろうかと思えます。あと、候補としては幕別の敬老会、8日木曜日、11時からございますので、その日の午後というのもちょっと候補かと思えます。以上です。

○ 委員長（増田武夫） いかがですかね。ちょっと休憩したいと思います。

（暫時休憩）

○ 委員長（増田武夫） 休憩を解きます。次回の産建の常任委員会は13日の一般質問終了後ということで、それまでに資料請求したものは事前に皆さんのところに、届くようにしたいと思います。その辺、よろしくお願いします。

※この後、所管事務調査について打ち合わせを行い、町有林の管理状況等について行うこととした。その後、事務局より道外視察研修について事務局より説明を行った。

（閉会 15：45）